



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

- ◆ 天達共和及び知財部ニュース-----2
天達共和法律事務所の広州オフィスが開設されました
- ◆ 中国知的財産権の税関保護に関する Q&A-----3
- ◆ 最新法律動向-----10
 - 一、深セン経済特区外商投資条例
 - 二、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」の改正に関する決定(意見募集稿)
 - 三、インターネットにおけるポップアップ・ウィンドウでの情報送付サービスに関する管理規定
 - 四、人工知能産業の発展を促進する上海市の条例



天達共和法律事務所の廣州オフィスが開設されました

2022年8月18日、天達共和法律事務所は廣州オフィスを開設し、中国の「大湾区」に新たな法律サービスの拠点を確立いたしました。

廣州は、「広東・香港・マカオ大湾区開発計画」において、国家中心都市および総合ゲートウェイ都市としての主導的役割を発揮する重要な都市とされており、該計画の中で国際ビジネスおよび貿易センターの機能を包括的に強化することが言及されています。また、廣州は大湾区初のインターネット法院が設立された都市でもあり、革新的な司法改革が進む場所でもあります。

天達共和は総合法律事務所として、北京本部の他、西部には成都、西安、大湾区には深圳、また、長江経済ベルトに沿った上海、武漢、杭州、南京にオフィスを有しており、今回の廣州オフィスの開設により、大湾区のお客様へ、専門的、効率的な法律サービスをよりスピーディーにお届けして参ります。



中国知的財産権の税関保護に関する Q&A



パートナー弁護士 管 氷

中国税関は 1994 年に知的財産権国境保護の責務を国から正式に与えられ、現在、税関による知的財産権保護は既に 30 年近く経っています。権利者は税関における保護を通じて自らの知的財産権を保護し、権利侵害品の国際市場または国内市場への流入を阻止できるとともに、税関保護で把握された資料情報を司法手続きで用い、自らの主張を支えることもできます。

現在、中国税関は国の知的財産権戦略方針に従って、輸出入段階での権利侵害の抑止と国内の知的財産権の自主保護を引き続き強化しており、これは権利者にとって貴重な機会です。

Q: 知的財産権税関保護の定義及びその範囲

A: 税関による知的財産権保護とは、税関が国の法令¹⁾に基づき、輸出入貨物について、中

¹⁾「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」

第二条 本条例にいう税関による知的財産権保護とは、税関が輸出入貨物に関連し、かつ中華人民共和国の法律、行政法規の保護を受ける商標専用権、著作権及び著作隣接権、専利権(以下、「知的財産権」と総称する)に対して実施する保護をいう。



華人民共和国の法律、行政法規によって保護されている商標専用権、著作権及び著作権に関連する権利、専利権、世界博覧会標識、オリンピック標識に対して行っている保護を指します。

もちろん、税関による保護は一部の知的財産権に対する保護です。中国の現行の知的財産権税関保護の規定によれば、現在、税関が輸出入において保護している知的財産権の種類は商標専用権、著作権、著作権に関連する権利、専利権、オリンピック標識専有権、世界博覧会標識専有権だけであり、地理的表示、植物新品種、集積回路配置設計などのその他の知的財産権については、税関の知的財産権保護範囲に含まれていません。また、ここでいう商標専用権には役務商標が含まれていません。

Q: 企業が権利侵害品を輸出入する場合どのような法的責任を負うか

A: 税関に差し押さえられた侵害疑義貨物が調査を経て権利侵害品と認定された場合、権利侵害者は具体的な状況に応じて、以下のいずれかまたはすべての法的責任を負わなければなりません。

1、行政責任

差し押さえられた侵害疑義貨物は、税関の調査により権利侵害と認定された場合、税関に没収され、かつ、輸出入企業に貨物価値の30%以下の罰金が科せられます。

2、刑事責任

知的財産権を侵害する貨物を輸出入する行為が刑事犯罪となる場合、税関から事件が公安部門へ移送され、法に基づき刑事責任を追及されることになります。

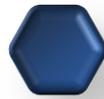
3、民事責任

知的財産権の権利者は、法に基づき企業の権利侵害貨物を輸出入する行為について人民法院に提訴し、民事権利侵害責任を負うよう申し立てることもできます。

4、信用懲戒

税関は「法を守れば通関手続きが円滑になり、違法行為があれば懲戒を受ける」という原則に従って、知的財産権行政処罰と企業信用管理を連動させ、「中華人民共和国税





関企業信用管理弁法」の規定に基づき、貨物の輸出入において、知的財産権を侵害した企業に対して、法により信用等級を引き下げ、懲罰を実施することになります。

Q: 税関による知的財産権保護の方法

A: 税関は「申請に基づく保護」と「職権による保護」という2つの法執行形式を採用することができます。具体的には下記の通りです。

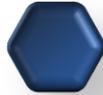
1、「申請に基づく保護」とは、知的財産権権利者は侵害疑義貨物が輸出入されようとしていることを発見した場合、それらの貨物について差し押さえを貨物輸出入地の税関に申し立て、税関が法に基づき貨物を差し押さえ、かつ、権利者が法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる知的財産権保護措置です。

当該方法の場合、権利者は詳しい情報を提供する必要があり、かつ、権利侵害の事実が明らかに存在することを証明できる十分な証拠を提供しなければならず、税関は自発的に権利者に通知したり、証拠を調査したりする義務がなく、ただ権利者の申請に基づき貨物を一時的に差し押さえ、人民法院に知的財産権保護措置を求める一定の時間(20営業日以内)を権利者に与えるだけです。すなわち、税関は、権利者の裁判所への権利主張の結果に応じて、その次のアクション(裁判所より財産保全裁定書又は執行協力通知書を受けた場合、裁判所の執行に協力しますが、そのような通知書がなければ、貨物をリリースします)を決定します。

2、「職権による保護」とは、税関は登録されている知的財産権を侵害する疑いのある輸出入貨物を発見した場合、権利者に通知し、また、権利者の差し押さえ申請に応じて、法に基づき貨物を差し押さえ、その知的財産権の状況を調査した上で、行政処分決定を下す知的財産権保護措置です。税関が権利侵害に該当すると認定した場合、法に基づき権利侵害品を没収し、当事者に対し罰金を科し、犯罪の疑いがある場合は公安機関に移送して処分してもらいます。

当該方法の場合、権利者が予め税関総署に権利を登録することが求められ、また、税関は調査・認定の義務があります。





Q:上記 2 つの方法のどちらがよりよいか、言い換えれば、権利者にとってどの方法が一番有利なのか。

A: 権利者の権利保護コスト、今後裁判所による協力が必要かどうかなどの要素を鑑みて、方法 2 の「職権による保護」がより有利だといえます。

方法 2 では、権利者が予め税関登録を行う必要があります。ただし、下図に示す通り、職権による保護において、税関は調査・認定の義務があり(貨物通関時、税関の監督管理者が侵害疑義貨物を発見した場合、関連権利者に書面通知書を送付し、ある程度の関連情報を提供しなければならない)、かつ、権利者の知的財産権情報が事前に税関に登録されているため、税関は多くの知的財産権情報を予め把握でき、特に税関現場検査・監督管理者は登録システムにおける知的財産権情報をすでに熟知している場合、日常の監督管理において的確なリスク管理を行い、権利侵害貨物の検出率を高めることができます。更に、登録した後、関連行政手続きで権利者の費やす時間を短縮することもでき、即ち、登録に当たり、知的財産権に関する証明書類・情報を予め税関に提出しているので、通関の際、税関が最初から情報を理解し、初歩的な判断が必要なくなり、適時の通関によって企業が費やす時間を短縮できます。

また、担保金提供の面においても、方法 2 は方法 1 より便利です。税関に登録している場合、権利者より税関に対し 10 万元以下の担保金を提供するだけで済みますが、登録していなかった場合、権利保護を求める際、差し押さえられる貨物の価値に相当する担保金を提供しなければなりません。従って、職権による保護の場合、権利者の権利保護コストを大幅に削減することができます。更に、商標専用権の権利者は知的財産権保護に関する一括担保を申し込むことができるため、個別案件ごとに担保金を提出する必要がなくなり、権利保護の効率を高めることができます。

	登録した場合	登録していない場合
情報獲得	税関は日常の監督・管理において、侵害疑義貨物を発見すれば、それを通関させず、かつ権利者に通知します。	なし





貨物差し押さえに関する申請	3 営業日以内に書面にて申請し、かつ担保金を提供すれば、税関は侵害疑義貨物を差し押さえ、そうしなければ貨物をリリースします。	税関による通知がないため、権利者は手がかりにより自発的に差し押さえを求めなければならず、かつ、関連する権利侵害事実を証明する責任があります。
担保金の金額	10 万元以下。保証書を提供できます(商標権登録のみ)。	差し押さえられた貨物の価値に相当する額になります。

Q: では、どのようにして登録手続きを行い、税関知的財産権保護に関する一括担保を申し込むべきなのか。

A: 税関登録手続きについて

権利者はまず税関総署の「知的財産権税関保護システム」(URL:

<http://202.127.48.145:8888/>)へ登録申請を行います(注意点として、税関へ権利の登録及び保護を申請する主体は権利者でなければなりません)。権利者より登録申請を行う際、システムでユーザー登録をしなければなりません。

知识产权海关保护备案子系统

1 权利人注册

* 权利人名称/姓名:

* 权利人类型: 自然人 法人组织 其他组织

* 权利人注册国籍(地区):

* 身份证号:

* 密码:

* 再次输入密码:

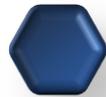
* 密码保护问题:

* 密码保护答案:

* 密码保护答案确认:

システムでユーザー登録した後、権利者は登録ユーザーとして権利保護システムにログインし、新規登録申請画面に登録申請しようとする知的財産権の情報とその他の関連情報を記入するとともに、関連添付ファイル(主体身分証明書類、権利証明書類など)をアップロードします。申請者は申請後、随時システムにログインし、税関総署による審査の進捗を確認することができます。税関総署は申請者より提示された電子申請書を受理した日から 30 営業日以内に承認または棄却の決定を下します。





注意すべき点として、中国域内の権利者と域外の権利者は登録手続きが異なり、域内の知的財産権権利者は直接申請するか、或いは域内の代理人を通じて申請することができるのに対し、域外の知的財産権権利者はその域内に設けた事務機関より申請手続きを行うか、或いは国内の代理人を通じて申請手続きを行わなければなりません。

税関による知的財産権保護に関する一括担保手続きについて

知的財産権の権利者が税関に知的財産権保護を求めやすくするため、税関総署は2006年に一括担保制度を公布しました。当該制度により、権利者は一括担保の使用が承認された日からその年の12月31日までの期間内に、税関に商標権侵害疑義貨物の差し押さえを求めた場合、別途担保を提供する必要がなくなりました。

知的財産権税関保護に関する一括担保の利用を申し込む際、以下の資料を提出しなければなりません。

- 1、税関による知的財産権保護に関する一括担保申込書
- 2、中国域内における金融業務の取扱いを認められた銀行(以下、「担保人」という)が発行した知的財産権権利者の一括担保申込み連帯責任を負う保証書
- 3、知的財産権の権利者が前年度に税関に対して行った侵害疑義貨物の差押申請で発生した貯蔵及び処置の費用のリスト

総担保の担保金額は、知的財産権権利者が前年度に権利侵害疑義貨物の差し押さえを税関に申請した後に発生した貯蔵、保管や処分などの費用の合計に相当します。知的財産権の権利者が前年度に侵害疑義貨物の差し押さえを税関に申請していない場合、或いは貯蔵、保管や処分などの費用の合計が20万元に満たない場合、一括担保の担保金額は20万元となります。

一括担保保証書の担保期間は、担保人より発行された日からその年の12月31日までで、追及期間は翌年の6月30日までとなります。

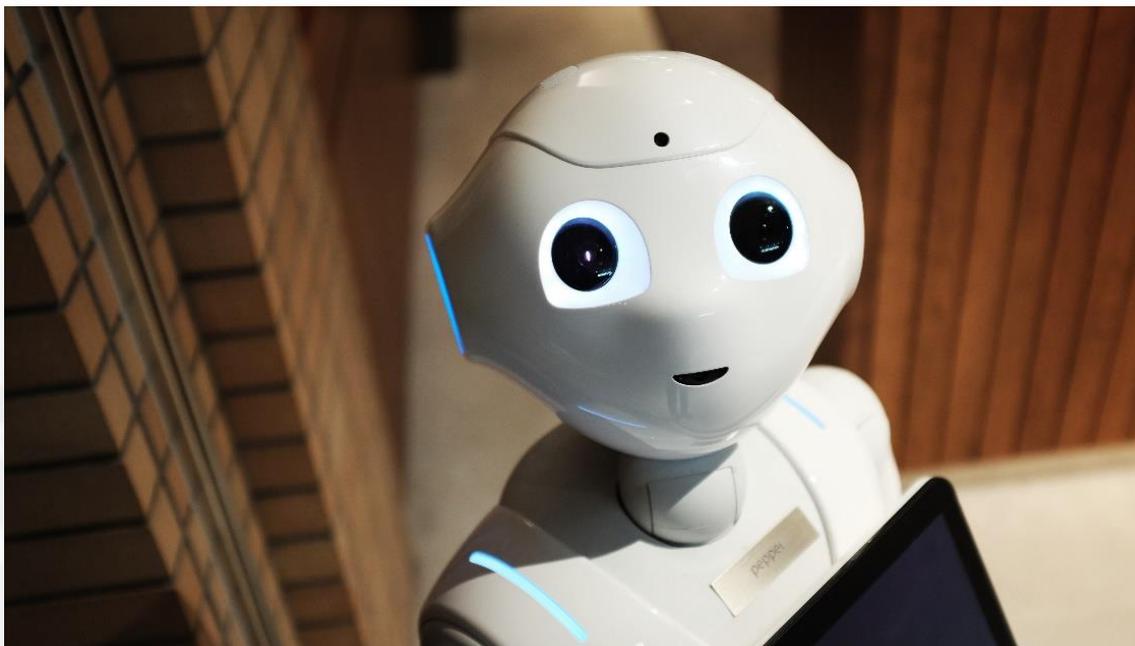




Q: 事前登録を行っていない状況で、権利者は貨物の輸出入で権利侵害貨物を発見した場合、どのように対処すれば良いか。

A: 事前登録を行っていない状況で、権利者が権利侵害製品を発見した場合、方法1の申請に基づく保護による救済を求めるしかありません。まずは、貨物申告地の税関または貨物の実際の輸出入地の税関に知的財産権保護措置を講じるよう申請手続きを行い、同時に権利侵害の事実が明らかに存在することを証明するための証拠を提出します。次に、貨物の価値に相当する担保金を提供し、かつ所定期間内に管轄権のある裁判所に権利主張を行い、裁判所に関連の書面通知書の発行を要請しなければなりません。





一、深セン経済特区外商投資条例

中国語名称:《深圳经济特区外商投资条例》

公布機関:深セン市人民代表大会常務委員会

公布日:2022年8月30日

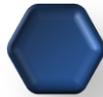
施行日:2022年11月1日

リンク:http://www.szrd.gov.cn/rdlv/chwgg/content/post_834237.html

解説:

2019年、「中華人民共和国外商投資法」及び「中華人民共和国外商投資法実施条例」が可決され、2020年1月1日から施行された。このほど、中国における重要な外商投資目的地である深セン市は「外商投資法」及びその実施条例に基づき、同市のこれまでの外商投資促進の実績を踏まえ、上海市に続いて外商投資促進に関する地方レベルの条例を策定し、8月30日付で可決され、2022年11月1日から施行することになった。

条例(草案)は46条で構成され、総則、投資参入、投資便利、権益保護、政務服務、附則の6章からなるもので、その主な内容は以下のとおりである。



- 投資参入政策及び奨励する投資方向の明確化: 深セン市は法により、外商投資企業に対し、参入前内国民待遇及び外商投資に関するネガティブリスト制度を適用するとともに、ネガティブリストのほかに外商投資参入への制限措置または禁止措置の設定を厳しく禁止する(第10条)。また、外商投資により同市の産業発展に力を注ぐため、先端製造業や新興産業、ハイテク技術、省エネ・環境保護などが外商投資の重点分野として奨励される(第12条)。
- 外商誘致の高品質化及び投資促進措置の多様化: グローバル企業の地域本部とグローバル本部、各種の機能性のある機構(例えば、投資性会社)の設立を奨励しているほか、外商投資企業が深センで投資する際、財政、税収、金融、土地使用などの優遇政策を享受できる(第13~18条)。また、外商投資企業による経営活動に関する行政手続きの利便性を一層向上させるため、特段の事情により現場で関連手続きを行えない主体に対し、深セン市はオンライン取扱いなど一連の投資促進強化措置を打ち出している(第19条)。
- 「内国民待遇」の具体化: 外国投資者への土地提供、税費減免、知的財産権への保護、政府調達への参与、政策書類の制定、政策承諾、地方標準の制定など、平等適用及び保護について具体的に規定し(第22~24条)、それとともに、外商投資に関するクレーム、紛争などの処理手続き及び解決方法についても明確に定めている(第26~28条)。

このほか、条例には重大プロジェクトのサービス、政府と企業間の疎通、協調などについて具体的な規定が設けられている(第33条)。

条例は外商投資に関する促進措置の具体化及び完備により、深セン市における外商投資の誘致及び関連産業の発展に資するだけでなく、中国其他地方での外商投資関連規定の作成、完備にとって、重要な見本となるはずである。

二、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」の改正に関する決定(意見募集稿)

中国語名称:《关于修改《中华人民共和国网络安全法》的决定(征求意见稿)》

公布機関: 商務部





公布日:2022年9月12日

段階:意見募集中

リンク: http://www.cac.gov.cn/2022-09/14/c_1664781649609823.htm

解説:

サイバーセキュリティの保護を一層強化するため、2017年に公布・施行された「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」に基づき、このほど国家インターネット情報事務室より同法の改正規定の意見募集稿が作成・公布された。本規定は6条からなり、インターネット運営の安全性や重点情報基礎施設の安全性、インターネット情報の安全性に影響した行為の法的責任を整備するうえ、行政処罰の種類と過料金額の上限を大幅に引き上げて、サイバーセキュリティへの規制強化の意図が明らかになっている。

具体的には、現段階におけるインターネット運営に関する法的制度の実施状況に基づき、インターネット運営安全の保護義務に違反する行為またはインターネット運営の安全性に損害を与える行為に対する行政処罰の種類と処罰の幅を調整した。例えば、現行の「サイバーセキュリティ法」には、インターネット運営安全の保護義務に違反する行為またはインターネット運営の安全性を損害与える行為に対する行政処罰は、是正を命じること、警告、過料を科すことに限られるが、本規定では、前記の行政処罰のほか、関連事業の停止、ネットサイトの閉鎖、関連事業許可証または営業許可証の抹消など一連の行政処罰が盛り込まれている。また特に注意が必要なこととして、過料の金額が大幅に引き上げられている。現行規定では、前述の行為への過料金額の上限は企業対象を100万人民元とし、企業の担当者対象を10万人民元とするが、本規定では「情状が特別に嚴重である場合」における過料の上限をそれぞれ「100万人民元～5000万人民元または前年度の売上高の5%以下」と「100万人民元」に引き上げている。

また、本規定は重要情報基礎施設の運営者が安全審査を経ないネット製品もしくはサービス、または安全審査に合格しないネット製品もしくはサービスを使用した場合の過料金額の上限を「調達金額の1～10倍」から「調達金額の1～10倍または前年度の売上高の5%以下」へと引き上げている。





なお、インターネット情報安全の保護義務を履行しない主体への過料金額の上限を現行の50万人民元から「100万人民元～5000万人民元または前年度の売上高の5%以下」へと変更している。

インターネットの発展は日進月歩である現在、サイバーセキュリティの規制強化は中国政府より非常に重視されている。企業経営の法的リスクを低減する観点から、中国企業にとどまらず、日系企業を含む外資系企業も関連法令と実務をフォローアップして、サイバーセキュリティを自社のコンプライアンスに欠かせない業務として社内の関連制度を完備することを勧める。

三、インターネットにおけるポップアップ・ウィンドウでの情報送付サービスに関する管理規定

中国語名称：《互联网弹窗信息推送服务管理规定》

公布機関：国家インターネット情報事務室

公布日：2022年9月9日

施行日：2022年9月30日

リンク：http://www.cac.gov.cn/2022-09/08/c_1664260384702890.htm

解説：

ネットサーフィンをする時に、いきなりポップアップされた広告などに邪魔された経験のあるネットユーザは少なくないと思われるが、インターネットにおけるポップアップ・ウィンドウでの情報送付を規制するため、本管理規定が公布・施行される。同規定は10条からなり、「インターネットにおけるポップアップ・ウィンドウでの情報送付サービス」の定義を定めるほか、ポップアップされる情報の内容や方式などの面において具体的な要求を明確化した。管理規定により、「インターネットにおけるポップアップ・ウィンドウでの情報送付サービス」とは、オペレーティングシステムやアプリ、ネットサイトなどを通じて、ポップアップ・ウィンドウの形で情報をインターネットユーザに送付するサービスを指し、その規制対象はインターネットにおけるポップアップ・ウィンドウでの情報送付サービスの提供者である。また、情報提供者は以下を注意する必要があると思われる。

- ① 情報の内容は適法であり、公序良俗に反してはならない。





- ② 法により、関連情報の公布は許認可が必要である場合、事前に関連許可を取得しなければならない。例えば、インターネットニュース情報サービスに関する許可を取得しなければ、ニュースを送付することができない。また、情報の提供者は許可される範囲を超えて、または内容を変えてニュースを転載してはならない。
- ③ ネットユーザを普通ユーザとVIPユーザを分けてそれぞれに異なる情報の送付をしてはならず、如何なる形でもユーザによるポップアップ・ウィンドウの閉鎖に影響してはならない。
- ④ ポップアップ・ウィンドウで広告情報を送付する場合、「広告」との標識を明らかにするほか、それを一回で閉められるボタンを設置しなければならない。

近年、中国政府はインターネットを通じて関連情報を発布することへの規制を一層強化しつつある。この背景に、ネット販売を行う企業は言うまでもなく、インターネットにおけるポップアップ・ウィンドウで関連情報を送付する企業も本規定に注意する必要がある。

四、上海市による人工知能産業の発展を促進する条例

中国語名称：《上海市促进人工智能产业发展条例》

公布機関：上海市人民代表大会常務委員会

公布日：2022年9月22日

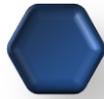
施行日：2022年10月1日

リンク：<http://www.spcsc.sh.cn/n8347/n8467/u1ai248931.html>

解説：

人工知能産業の促進における中国の省レベルでの地方性法規として、本条例は社会各界からの注目を集めている。条例は6章72条からなり、人工知能産業の範囲、政府及び関連部門の職責、上海市が設立した人工知能戦略諮問専門家委員会の職責を明確化するほか、科学技術のイノベーションや経済と社会の発展への促進などにも規定を設けている。該条例によれば、人工知能とは、コンピューターまたはコンピューターが制御する機器を利用して、人間の知能を模擬、拡大させることにより環境を感知し、知識を獲得し、かつ知識を使用して最適な結果





を取る理論、方法、技術及び応用システムを指す。これをめぐる人工知能産業とは、人工知能技術研究開発と応用に及ぶソフトウェア製品とハードウェア製品の開発、生産、応用、サービスなどを指し、重点基礎部品産業、知能ソフトウェア産業、知能端子産業及び経済、生活、都市管理などの分野における人工知能技術の総合応用に関わるその他関連産業を含む。これにより、人工知能産業は幅広い分野を含む総合的な産業といえる。

また、人工知能技術の濫用による倫理的な問題の発生を防ぐため、上海市は人工知能倫理専門家委員会を設立し、人工知能分野での倫理規範ガイドの作成や生命健康、公共安全などの重点分野における人工知能応用による潜在的なリスクに対する評価の実行などの職責を履行する。

一方、人工知能を利用する主体は、法により人工知能に関する研究開発と応用を行わなければならない。以下の製品またはサービスを提供してはならない。

- ① 国家安全または社会公共安全に危害を与える製品とサービス
- ② ユーザーの人身または財産の安全に危害を与える製品とサービス
- ③ 個人のプライバシーまたは個人情報権益を侵害する製品とサービス
- ④ 民族、種族、性別、年齢、職業及び宗教信仰などによりユーザーを差別する製品とサービス
- ⑤ アルゴリズムを利用して価格の面で消費者を差別する、または詐欺などにより消費者の権益を侵害する行為をなすこと
- ⑥ 高度な合成技術を利用して国家より禁止される行為をなすこと
- ⑦ その他の法または公序良俗に反する行為をなすこと

近年、上海市の人工知能産業は年ごとに発展しつつある。このほど、上海市は深セン市に続き、人工知能産業の促進に関する地方性法規を公布・施行し、同市の人工知能産業の発展を後押しするほか、中国での人工知能産業の影響力をさらに引き上げる狙いも見られる。





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : ip@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004



上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080



深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈 22 階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518026



武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 19 号
金禾センター-28-29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074





杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程國際大廈 29 階
Tel: (86-571) 8501 7000
Fax: (86-571) 8501 7085
郵便番号: 310020



成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階
Tel: (86-28) 6010 8998
Fax: (86-28) 6010 9008
郵便番号: 610094



南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビル一期 36 階
Tel: (86-25) 8317 8000
Fax: (86-25) 8317 8111
郵便番号: 210019



西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号永威時
代中心 27 階
Tel: (86-29) 8572 7895
Fax: (86-29) 8575 3463
郵便番号: 710065





北京東城区支所(デジタル化)

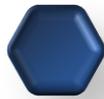
住所:北京市東城区東直門南大街1号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル17階
Tel: (86-10) 6590 6639
Fax: (86-10) 6510 7030
郵便番号: 100007



広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路5号
凱華国際中心 39階
Tel: (86-20) 3885 7515
郵便番号: 510623





本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁 護 士	勤 務 地: 北 京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁 護 士	勤 務 地: 北 京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁 護 士	勤 務 地: 北 京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	弁 護 士	勤 務 地: 北 京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁 護 士	勤 務 地: 北 京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁 護 士 弁 理 士	勤 務 地: 北 京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
薛 倫	弁 護 士 弁 理 士	勤 務 地: 北 京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁 護 士	勤 務 地: 北 京	E-mail: yepeng@east-concord.com
羅 佳	弁 護 士	勤 務 地: 北 京	E-mail: luojia@east-concord.com
汪 娜	弁 護 士	勤 務 地: 北 京	E-mail: wangna@east-concord.com
範 立 群	弁 護 士	勤 務 地: 上 海	E-mail: fanliqun@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。